

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	上三川町		
計画期間 実施期間	平成22年度～平成25年度 平成22年度～平成24年度	総事業費(交付金)	108,000千円(54,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		活性化の目標は、農道の整備により生産条件が整備され機能が確保された農地の増加を図ることにより農家の減少を抑制し定住を促進することで、法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		活性化計画は、本町の「農業振興地域整備計画書」「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」「総合計画」等に基づき設定している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		関係受益者及び地域住民の意見、要望に基づき本計画を作成している。
事業の推進体制は確立されているか		関係受益者及び地域住民の要望に沿った事業計画を策定しており、地域の推進体制は整っている。(三村地区自治会)
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		目標及び事業活用活性化計画目標の地域の定住化促進は、農道整備による農作業の効率化、生産性向上及び農業所得の増加により、農業経営の安定化による定住化促進と整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間:基本方針 原則3～5年程度 本計画 平成22年度～平成25年度(4年間) 実施期間:実施要綱 活性化計画の期間内 原則3年以内 本計画 平成22年度～平成24年度(3年間)
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付金要望額は、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率に基づき算定。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		新規に整備を計画している事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一より(構築物 舗装道路及び舗装路面) アスファルト敷:10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		事業内容により効果要因に該当するものを「新たな土地改良の効果算定マニュアル」に基づき算定。 ・品質向上効果(集出荷時の荷傷み防止による品質向上) ・維持管理費節減効果(舗装による草刈作業等の減少による維持管理費の減) ・営農に係る走行経費節減効果(通作等交通、積載積卸及び走行経費の節減)

	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		「新たな土地改良の効果算定マニュアル」に基づき算定 総費用総便益比 1.14 > 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか			定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保を図るため、計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保される農地の面積 受益面積: 22.5ha > 5ha
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか			本事業は、公共的施設整備に位置づけられる内容となっており、個人に対する交付ではなく、目的外使用のおそれはないものである。
施設等の利活用の見直し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか		事業費積算については、調査設計を実施し、事業計画に必要な事業費のみを積上げており、事業費は過大に積算されていないので妥当である。
	建設・整備コストの低減に努めているか		再生材(路盤材、A:合材等)を使用することによりコストの縮減を図っている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か			既存の農道を整備するものであり、適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか			事業用地関係地権者には同意を得ており、用地確保の見通しがある。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか			町の負担については、地方債等の活用による適正な資金調達計画と償還計画が策定されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		維持管理は町が実施。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。